

○飯塚市平成30年7月豪雨災害に係る障がい福祉サービス等利用者負担
額減免取扱要綱

平成30年9月18日
飯塚市告示第264号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第31条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の11の規定により本市が定める介護給付費等(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費をいう。以下同じ。)及び障害児通所給付費等(障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費をいう。以下同じ。)に係る利用者負担額の減免並びに自立支援医療費(更生医療費及び育成医療費に限る。以下同じ。)、補装具費及び療養介護医療費に係る利用者負担額の減免に関して必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 減免を受けることができる者は、平成30年7月豪雨災害により、次の各号のいずれかに該当し、利用者負担額を負担することが困難であると認められるものとする。

- (1) 利用者又は利用者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が、住宅に全半壊等の損害を受けたとき。
- (2) 生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により生計維持者の収入が著しく減少したとき。

(適用基準及び内容)

第3条 減免の適用基準及び内容は、別表に定めるところによる。

(適用期間)

第4条 減免の適用期間は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1号の場合 平成30年7月5日から平成30年10月31日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、6月を限度として延長することができる。
- (2) 第2条第2号及び第3号の場合 平成30年7月5日から平成30年10月31日までとする。ただし、市長は、適用期間の末日において資力の回復がないと認めると

きは、6月を限度として延長することができる。

(減免の申請等)

第5条 減免の適用を受けようとする者は、利用者負担額減免申請書に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、利用者負担額減免決定・却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(還付の請求)

第6条 前条第2項の規定により減免の決定を受けた者は、第4条に規定する免除の適用期間に係る利用者負担額を支払ったときは、利用者負担額還付請求書に領収書又は既に支払った額を確認できる書類を添付して、市長に対し、既に支払った利用者負担額の還付請求をすることができる。

(減免の取消し)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により減免の決定を受けた者があるときは、減免の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

別表(第3条関係)

区分	適用基準	減免の内容
第2条第1号に掲げる事由	損害の程度が半壊以上	負担額上限月額を0円とする。
第2条第2号及び第3号に掲げる事由	当該年の世帯収入が前年の10分の6以下に減少すると認められる場合	同上